

南宋淮西総領所考

—— 物資・財貨の調達をめぐる ——

高橋 弘 臣

はじめに

南宋の総領所は、宰相秦檜の主導によって紹興十一年（一一四一）四月に断行された宣撫使からの兵権回収、及び同年十一月に成立した第二次宋金和議に伴い設置された。総領所には淮東（治所鎮江府）・淮西（治所建康府）・湖広（治所鄂州）・四川（治所利州）の四つがあり、設置時期は淮東・淮西・湖広総領所が紹興十一年五月、四川総領所はやや遅れて紹興十五年十月である。

総領所の職務として、金との国境地帯に駐屯し、国防を担う軍隊（駐劄御前軍・三衙等、大軍と総称される^①）に関する支払いに必要な物資・財貨の調達を統轄することが挙げられる。また総領所は調達した物資・財貨の支払いをも統轄していた。さらに総領所には大軍に対する監察等の職務も課せられていた。総領所は南宋特有の機関であり、南宋の財政・軍事を研究する際には欠くことのできない、重要な機関と言う

ことができる。

総領所に関する先行研究を通観すると、四つの総領所全て、もしくは四川を除く三つの総領所を一括して扱い、設置の経緯・組織・職務・権限や戸部・宣撫使・制置使との関係等に対し、検討を加えた論考がある。また個々の総領所に対し、より詳細な検討を加えた研究も発表されている^{②③}。これらを通観すると、淮西総領所については部分的に触れられているだけであり、研究が進んでいないように思われる。そこで本稿では淮西総領所を取り上げ、設置・職務・組織等について概観した後、同総領所が大軍に関する支払いに必要な物資（米・麦等）・財貨（銭・金・銀・紙幣・絹帛等）をどのように調達していたのかという点に対し、具体的な検討を行うこととしたい。

かかる点に検討を加えるのは、大軍に関する支払いに必要な物資・財貨の調達は総領所の最も基本的且つ重要な職務であり、総領所をめぐる様々な課題の中で、第一に取り上げる

べきと考えられるからである。また総領所が物資・財貨を調達するための職務と、それに絡まる権限は極めて広範であるが、先行研究ではそのような職務と権限について、必ずしも十分に明らかにされていないと見なされることも、検討を行う理由に挙げられる。

総領所に関する史料は、断片的ではあるものの、『宋会要輯稿』の中に数多く含まれている。そこで本稿では検討の対象期間を、『宋会要輯稿』の記事が存在する嘉定年間（二二〇八―二四）までとする。なお『宋会要輯稿』を『宋会要』、『建炎以来繫年要録』を『要録』と略記する。また原則として四総領所と記した場合は淮東・淮西・湖広・四川総領所を、三総領所と記した場合は四川を除く三つの総領所を指すこととする^④。

一 淮西総領所の概観

総領所が設置される以前、金との国境地帯に設置された宣撫使や都督府等配下の軍に関する支払いに必要な物資・財貨の調達を統轄（総領）する官が存在しており、総領・総領錢糧・総領錢糧官等と呼ばれた。こうした官は鎮江府・建康府・鄂州・泗州等に設置され、建康府に関しては紹興三年（二一三三）正月、都督江淮荆浙軍馬であった孟庾の請により、戸部侍郎の姚舜明を当地へ派遣し、総領として都督府等

の軍の錢糧を統轄させたとの記事が目睹される^⑤。

また紹興十一年正月になされた淮南西路宣撫使張俊の上官によれば、総領提挙大軍錢糧という官職を持つ呉彥璋が、宣撫使配下の軍への支払いに用いられる物資・財貨を、二年にわたり調達していたことが知られる。張俊は紹興七年九月以降、建康府に滞在しており、恐らく呉彥璋も張俊とともに建康府にいたと考えられる。紹興十一年五月に三総領所が設置された際、下記のように呉彥璋が淮西総領所の初代長官となっているが、これは総領提挙大軍錢糧から長官へスライドしたと見なされる。このような総領・総領錢糧・総領錢糧官等の下に属官や附属機関が設置され、総領所という機関が成立したのである。

総領所の基本的な職務とは、大軍に関する支払いに必要な物資・財貨の調達を統轄することであり、総領所は調達した物資・財貨の支払いをも統轄していた。淮西総領所が物資・財貨の調達・支払いを担当したのは、江東路に駐屯し、長江を超えて淮西路へ出戍する大軍兵士であった。こうした淮西総領所の職務は『宋会要』職官四一―四五「総領所」、紹興十一年五月四日条所載の、淮西総領所の設置を伝える史料に、総領（総領所長官）の任命を伝えて「呉彥璋を太府少卿と為し、総領淮西江東軍馬錢糧とす」とあることからもうかがえる。総領淮西江東軍馬錢糧とは、淮西・江東路の大軍が必要とする財貨・物資の統轄という総領の職務を、そのまま

官職名にしたものである。また総領の職務として『宋会要』職官四一「総領所」の冒頭に「專一報筭御前軍馬文字を帯びるは、蓋し又之（総領）をして軍政に与聞せしめんとすればなり、独り餉餽を職とせざるのみ」とある如く、総領所は大軍に対する監察等の軍政にも関与した。

淮西総領所管下の大軍兵士について具体的に述べると、建康府の都統司・侍衛親軍馬軍司、池州の都統司に所属し、通常は建康府・池州に駐屯しており、交替で淮西路へ出戌した。乾道年間（一一六五～七三）における定員は建康府都統司所属の兵士が五万人、池州都統司所属の兵士は一万二千人、侍衛親軍馬軍司所属の兵士は三万人である。⁷⁾

総領所の長官は総領以外に総領官・総領使等とも呼ばれ、三総領所の総領は、正式には物資・財貨を調達する路の名称、もしくは管下の兵士が駐屯・出戌する路の名称を取って、総領〇〇（路名）軍馬錢糧、総領〇〇（路名）財賦等と呼ばれた。なお四川総領所の総領は四川財賦軍馬錢糧が正式名称であり、具体的な路名は記されない。淮西総領所の場合、総領の正式名称として通常用いられたのは総領淮西江東軍馬錢糧であり、淮西総領という略称も多く用いられた。⁸⁾ 総領は原則として京朝官の中から選出され、戸部・太府寺・司農寺等の官職名（戸部侍郎・郎中・員外郎、太府卿・少卿、司農卿・少卿等）を帯びることとされていた。⁹⁾

『宋会要』職官四一「総領所」冒頭には、総領の下に属官

として準備差遣・幹辦公事、さらにその下に胥吏が置かれていたと記されている。淮西総領所には準備差遣一名、幹辦公事二名が置かれ、後者のうち一名は池州の分司（出先機関）に常駐していた。淮西総領所の準備差遣は一旦闕官とされたが、放置しておくこと職務に不具合が生じ、事を誤る恐れがあるととして、乾道五年三月に復置された。淮西総領所の胥吏は、十人が定員とされていた。¹⁰⁾

『宋会要』職官四一「総領所」冒頭の記事によれば、淮東・淮西総領所には①榷貨務都茶場・②贍軍酒庫・③審計司・④分差糧料院・⑤大軍庫・⑥大軍倉・⑦御前封樁甲杖庫・⑧太平惠民藥局・⑨市易抵当庫等の機関が附属していたことが知られる。これら附属機関の職務については先行研究において検討がなされており、また①・②・⑨に関しては本稿でもこの後取り上げるので、ここでは簡単に述べるに止める。即ち①は塩・茶等の専売、②は酒の醸造・販売、③・④は主として大軍兵士の給与支払いの手続き（給与額のチェックや基準立て等）を担当した。⑤・⑥は総領所に送付された物資・財貨の収納、⑦は大軍兵士の武器の所蔵、⑧は薬剤の販売を行った。⑨は総領所が回易・營運を行う際、融資・本錢（資本金）の支出・息錢（利益）の収納等に従事したと見られる。なお淮西総領所には、上記機関以外に雑売場・和糶場も附属していた。¹¹⁾

二 大軍に関する支払いに必要な物資・財貨の調達

淮西総領所は、大軍に関する支払いに必要な物資や財貨をどのように調達していたのであろうか。以下に具体的な検討を行うこととした。

1 上供錢物の送付

四総領所は、いずれも大軍に関する支払いに必要な物資・財貨を調達するため、管下の府州軍の知事・通判等に命じ、本来中央へ輸送する上供錢物（夏税絹帛・秋苗米・雑税錢・和買絹帛等）の一部を截留・保管させ、時期が来ると総領所へ向けて發送させていた。淮西総領所の例として『宋会要』職官四一―六四「総領所雜録」、嘉泰二年（一一〇二）十月一日条に見える淮西総領王補之の上奏に

総領所の歳計は朝廷の科撥する州軍の上供錢斛を支遣に
 応副するに係る、郡守をして数を尽くして拘椿し、期の
 如く解発し、指準（揮の誤り？）を誤ること有るに至ら
 ざらしむ。

とあり、郡守（府州軍の知事）に命じて定額の上供錢物を截留・保管し、自らのもとへ發送させていたことを伝えている。なお同書食貨五三―四―五「倉部」、紹熙元年（一一九〇）十月十一日条が載せる戸部の上言に、紹熙二年の軍糧米について

乞うらくは兩浙・江東西・湖南北路転運司に下し、折納する馬料・上供米を除豁するの外、其の余の合に發すべき数目を將て、所屬に責めて数の如く收椿發納せしめ、並びに淮東・西、湖広総領所に發下し、逐路の漕司に催促し、今來擬定する数目に照応して拘催せしむ。

とある。この史料から、転運司は所屬、即ち管下の府州軍の知事・通判等が上供錢物を定額通り截留・保管・發送するよう督促し、さらに総領所が転運司を督促するというシステムになっていたことが看取される。

淮西総領所へ上供錢物を發送する地域を見ると、上供米（秋苗米）は紹興三十年（一一六〇）正月、建康府へ江西路の吉州・撫州・建昌軍、江東路の饒州から計五十五万石、池州には江西路の吉州・南安軍、江東路の信州から計十四万五千石を送るよう定められた¹³⁾。また雑税錢の一つ折帛錢は紹興二十九年五月、江東路の建康府・宣州・信州、江西路の洪州・筠州・袁州・撫州から建康府へ百十九万四千余緡、江東路の池州・太平州・南康軍から池州へ六十四万八千余緡を送付することとされている¹⁴⁾。後に紹介するが、江東・江西路の買撲坊場の淨利錢の収益を淮西総領所へ送らせている記事も存在する。これらから明らかな如く、淮西総領所が上供錢物を送付させる地域は江東・江西路であった。なお、やはり後述する如く、江東路で和羅した軍糧米を淮西総領所へ送らせている史料、淮西総領所が江東路で馬料を和羅して

いる史料もあり、淮西総領所は上供錢物以外にも、主に江東・江西路で必要な物資・財貨を調達していたことが知られる。

総領所は上供錢物を輸送させる際に、定額を確保し、遅延することのないよう管下の転運司・府州軍の知事・通判等を監督し、欠額・遅延があれば弾劾した。『宋会要』職官四一―四八「総領所」、紹興二十七年七月二十四日条が載せる淮西総領方帥尹の上言に

比年州県循習し、軍餉を以て念いを為さず、錢物の椿発、月を累ねて方めて起す者有り、糧斛の転漕、歳を経て始めて至る者有るも、監司は坐視し、略ぼ経意せず。乞うらくは監司・郡守の尤も違慢の者を拵びて按劾以聞し、重く黜責を賜らんことを。

とある。これによれば方帥は、州県による錢物の發送が数ヶ月も遅れたり、期限を一年も過ぎてようやく総領所へ届く米があつたりするにもかかわらず、監司（転運司）は坐視するばかりで何もしないとして、転運司・郡守で最も怠慢の者を弾劾することを奏請している。史料の続きによれば、方帥の提案は裁可されたことが知られる。

乾道四年（一一六八）になると、『宋会要』職官四一―五五「総領所」、同年二月二十九日条に

刑部言わく「新除せらる司農少卿・淮東総領呂擢奏すらく『逐路の州軍の応有総領所の錢米あるの去処は、欲し

て乞うらくは量りて殿最の法を立て、本所に従り檢察按治するを許さんことを』と。本部看詳し、欲すらくは諸路総領所をして歳終に所管の州軍の州毎に合に本所に發すべき錢物は、十分を將て率と為し、若し拖欠二分に及べば、知・通は各おの二年の磨勘を展ぜしむ。或は欠數太だ多ければ旨を取り、知（如の誤り？）し了辦の數足らば、各おの二年の磨勘を減ずるを与さん」と。

とあり、淮東総領呂擢の上奏に従い刑部が殿最の法を立て、各総領所はそれに基づき管下の府州軍による上供錢物の年間の輸送状況を調査し、十分を以て率となし、欠額が二分に及べば府州軍の知事・通判を展磨勘二年、欠額がなければ減磨勘二年とすることが定められた。総領所による勤務評定が制度化されたのである。¹⁶⁾

総領所による殿最是、この後対象が漕運を監督する押綱官にまで拡大された。『宋会要』食貨四四―四五「宋漕運」、慶元五年（一一九九）八月十六日条によれば、淮西総領の曾巢は「押綱官が錢物を総領所へ漕運するに際し、記録簿（籍・帖）をつくって漕運の状況を詳細に記載させ、その記録に基づき殿最を行い、欠額の多い者は処罰し、逆に怠慢がなく、期限内に先んじて漕運の業務を終えた者には爵賞を与える」と上言し、裁可されている。

淮西総領所は磨勘の展減だけでなく、管下の府州軍の通判を主管官に任命し、上供錢物の截留・保管・發送に関する職

務を主導させるということも行った。これについては『宋会要』職官四一―六四―六五「総領所雜録」、嘉泰二年十月一日条に淮西総領王補之の上奏として

乞うらくは総領所をして諸郡の合に本所に解るべき錢斛を將て、本州の通判に委ねて主管官に充て、專一に拘轄・催促し、限に應じて起発し、須管く本年の内に数足らしめんことを。

とある。嘉定十五年（一二二二）になると、淮西総領所は管下の通判主管官に淮西総領所簽庁職事の銜位を付帯させており、通判と総領所との結びつきを一層強めようとしていたことが知られる。

附言すれば、淮西総領の上言に基づき、漕運の監督を押綱官ではなく、三衙の使臣・將校・兵士に担当させるいうことも行われている。『宋会要』食貨四八―九「水運」、乾道元年正月二十三日条を見ると、淮西総領の楊俛は押綱官について「南渡以来、押綱官はただ恩賞を求めのみで、能力を問わず〔押綱官に採用され〕、胥吏はその下ではしいままに弊害をまきちらしている。〔押綱官は〕欠額を補填できず獄に繋がれたり、欠額を補填するため輸送船を売却したり、錢物を發送した州に欠額を補填させたりしている」と批判し、米一万石を漕運する毎に使臣一人、將校・兵士十人を派遣し、發送から収納までを監督させよと上言した。その結果戸部・総領所に詔が下り、使臣・將校・兵士の派遣を措置させてい

る。

2 和糶

総領所は大軍兵士に支給する軍糧米や、馬料に用いられる大麦を調達するため、和糶を行った。軍糧米の和糶については紹興十八年閏八月、臨安の省倉、臨安・平江府の和糶場とともに、総領所の歳額（年間の課額ノルマ）が定められ、淮東・湖広総領所は十五万石、淮西総領所は十六万五千石とされた。和糶に際しては、総領所にも和糶場が設けられている。因みにこの時省倉の歳額は上・中・下界併せて三十六万（三十五万五千）石、臨安・平江府の和糶場の歳額は各二十万石と定められた。

淮西総領所が一年間に必要とする軍糧米は、紹興三十年三月の時点で七十万石であった⁽¹⁹⁾。一方、前述した如く、同年正月には上供される上供米のうち、毎年計五十五万石が江東・江西路から建康府へ送られるよう定められており、それに淮西総領所の和糶米十六万五千石を加えれば七十万五千石となる。上供米・和糶米に欠額が生じたり、総領所の軍糧米に対する需要が急増したりしなければ、上供米と和糶米とで需要を満たし得たことになる。

もつとも現実には軍糧米の不足することがあり、そのような場合、総領所は補填のために臨時の和糶を実施した。例えば『宋会要』食貨三五―三八―三九「上供錢」、紹興二十八

年五月十二日条に尚書駕部郎中張宗元の²⁰上言として

比年以来、諸路の発納する米斛の数少なく、朝廷は諸路の糶本湊額錢を將て行在和糶場及び三路總領所に撥赴し、米斛を收糶し、支遣を補助するを免れず。

とある。これによれば諸路の發送する上供米が少ないため、糶本錢（和糶の資金）を臨安の和糶場及び三總領所に支給して臨時の和糶を行い、不足を補填せざるを得なかったことが知られる。当時は金の海陵王による南伐が迫っており、軍糧米に対する需要が急増していたにもかかわらず、上供米・定額の和糶米では需要を充足できなかったため、こうした措置が取られたと見られる。なお史料の引用は省略するが、上言の末尾には、和糶場及び三總領所で軍糧米計五百万石の備蓄を目標としていたことが記されている。

金との戦争が開始された後の隆興元年（一一六三）には、軍糧米の需要増大に対処するため、諸路で米を和糶し、總領所へ送って備蓄させるといふことも行われた。『宋会要』食貨四〇―三五「市糶糧草」、同年七月二十五日条が載せる戸部の上言に

内外軍馬を添屯するを住めず、合に用うべき糧斛は旧に比べて増広し、万数浩瀚たり。……欲すらくは浙西路は四十万碩を糶し、本錢八十万貫を支降し、糶したる米は淮東總領所に撥付し、椿積米一百万石数を補湊するを除くの外、余は並びに平江府・鎮江・常州に赴きて安頓

す。江東路は三十万石を糶し、本錢六十万貫を支降し、糶したる米は淮西總領所に撥赴し、椿積米一百万碩数を補湊するを除くの外、余は並びに建康・太平州・池州に赴きて安頓す。

とあり、浙西路に本錢八十万貫を支降して四十万石を和糶し、淮東總領所の他、平江府・鎮江府・常州に送って備蓄させた。一方、江東路には本錢六十万貫を支降して三十万石を和糶し、淮西總領所及び太平州・池州に送って備蓄させている。前に紹介した張宗元の上奏では、臨安の和糶場・三總領所の和糶米備蓄額は計五百万石が目標とされていたが、この史料には淮東・淮西總領所へ送られる和糶米が百万石の備蓄米の補填に充てられたとも記されており、両總領所の軍糧米備蓄額の目標は各々百万石であったことが明らかになる。

平時においても豊作等によって米価が低落した場合、總領所は和糶を行い、買上げた米を備蓄した。『宋会要』食貨四〇―四八―四九「市糶糧草」、乾道五年七月二日条において、淮西總領の葉衡は

今夏二麦收成よりの後、米価日に就ち減損す。乞うらくは官会数百万道を支降して三總領所に付し、時に趁および錢・銀に兑易して米糧を收糶し、以て儲蓄の備えと為さん。

と上言している。米価が低落しているため、三總領所に官会（紙幣東南會子²¹）を給付し、それをさらに錢・銀に換えて

米を和糶し、備蓄するといふのである。原文の引用は省略するが、史料の続きには、左藏南庫より東南会子百二十万貫を三総領所に支給して和糶を行い、買い上げた米は備蓄し、許可なく支出することのないよう詔が下されたとも記されている。

総領所による馬料の和糶は、大麦・小麦が豊作の際、大規模に実施された事例が目につく。具体的には乾道六〇七年にかけて、江南・淮南一带の大麦・小麦が豊作に恵まれたため、『宋会要』食貨四一六「和糶雜録」、乾道六年正月十七日条に

左藏南庫に詔して会子十二万貫を支降し、均しく両淮総領所に付し、官を差し、場を置きて馬料十萬石を收糶す。

とある如く、東南会子十二万貫を両淮総領所（ここでは淮東・淮西総領所）に給付し、官を派遣し和糶場を置いて、馬料十萬石を購入した。場所は史料に記されていないが、下記の乾道七年五月の事例からすると、淮西総領所は江東路で和糶を行ったと思われる。

乾道七年五月には、江南・淮南で「今歳、二麦の豊熟すること常年に倍す。理として合に大麦を收糶するを措置し、椿して馬料の支遣に充つべし」という状況であったため、浙西・浙東・江東・淮東・淮西・湖北・湖南・京西路において、馬料に充てる大麦の大規模な和糶が実施された。これら

のうち江東路では、淮西総領の張元に委ね、総領所に給付した東南会子十萬五千貫を用い、七万石を買い上げさせた。因みに淮東・浙西・浙東路では各七万石、湖北・京西路では十萬石、湖南路では八万石の馬料が和糶されたといふ^②。なお乾道六〇七年にかけては、両浙転運司に命じて、豊作となった浙西路州軍で馬料五十萬石を和糶し、うち四十萬石を両淮総領所へ送らせるという措置も取られている^②。

3 榷貨務都茶場の収益の利用

臨安・建康府・鎮江府には、塩・茶等の専売を統轄する榷貨務都茶場が設置されていた。榷貨務都茶場の主な職務は、塩鈔・茶引・礬引等の手形（塩・茶・明礬等の引き換え券）を発売し、専売収益を徴収することであった。淮東総領所は鎮江府の、淮西総領所は建康府の榷貨務都茶場を附属機関としており、専売収益として得られる財貨を大軍に関する支払いに充てていた。なお臨安の榷貨務都茶場は行在榷貨務都茶場と呼ばれた。

商人は榷貨務都茶場において、希望する生産地の塩と引き換えられる塩鈔を購入し、生産地の支塩倉に赴いて鈔と引き換えに塩を受け取り、指定された販売区域内で販売した。各榷貨務都茶場が発売する塩鈔は、当初以下の府州軍で生産される塩と引き換えられることとされていた。

行在榷貨務都茶場↓通州・泰州・楚州・高郵軍（淮東路）、

秀州（浙西路）、温州・明州・台州（浙東路）

鎮江府榷貨務都茶場↓臨安・平江府（浙西路）、紹興府

（浙東路）

建康府榷貨務都茶場↓通州・泰州・楚州・高郵軍（淮東路）

これを見ると、行在榷貨務都茶場の発売する塩鈔は淮東・浙西・浙東路、鎮江府榷貨務都茶場の発売する塩鈔は浙西・浙東路、建康府榷貨務都茶場の発売する塩鈔は淮東路で生産される塩と引き換えられたことが知られる。

開禧三年（一二〇七）になると、行在榷貨務都茶場は淮東路で生産される塩と引き換えられる塩鈔の発売を停止し、真州（淮東路）で生産される塩と引き換えられる塩鈔を発売した。しかし嘉定五年には真州の塩と引き換えられる塩鈔の発売も停止しており、これ以降、行在・鎮江府榷貨務都茶場は浙東・浙西路で生産される塩と、建康府榷貨務都茶場は淮東路で生産される塩と引き換えられる塩鈔のみを販売することになったのである。

茶は主に江南の諸路で生産され、商人は榷貨務都茶場において、希望する茶の生産地の茶引を購入すると、当地の茶園戸から引と引き換えに茶を受け取り、指定された販売区域内で販売に従事した。茶引には長引・短引・小引等の区別があり、価格・引き換えられる茶の量・茶を販売できる区域等が異なっていた。なお塩鈔・茶引等を購入するには、金・銀・

銭・東南会子等の財貨を、各々定められた割合で納入しなければならなかった。

榷貨務都茶場の歳額（専売収益を徴収する際の年間の課額）は乾道六年三月に制定され、行在八百萬貫、鎮江府四百萬貫、建康府千二百萬貫であった。榷貨務都茶場の収益中における各専売品の比率は、紹興二十四年に塩七十六%、茶十三%、明礬・香葉等十一%、紹興三十二年には塩八十三%、茶十%、明礬・香葉等七%であり、塩の占める割合の大きさが知られる。淮西総領所が一年間に必要とする財貨の総額は、紹興三十年三月には銭に換算して七百萬貫であったが、張浚が都督江淮軍馬となった隆興元年には九百萬貫、さらに乾道年間（一一六五―七三）になると千二百萬貫に増加している。淮西総領所の必要とする財貨のほとんどは建康府榷貨務都茶場の収益、中でも塩の専売収益によって調達されていたのであり、このことは例えば蔡戡『定齋集』卷三「奏場務虧額狀」に「淮西総領所は軍十万に餉し、之を他所に比ぶれば億最も繁し。全て建康務場の入納に仰ぎ、支遣に応副す」とあり、李曾伯『可齋雜藁』卷一五「再辭免除左曹兼淮西総領狀」に「建康の大軍一窠の如きは全て塩鈔に仰ぎ、歳額一千二百萬を以て計う」等とあることから窺知される。

さて、上述の通り榷貨務都茶場には歳額が設定されていたが、総領所は歳額を維持し、専売収益を減少させぬよう、

様々な措置を講じていた。淮西総領所に関する具体例として『宋会要』食貨二七一―二「塩法雜録」、乾道二年五月二日条によれば、建康府榷貨務都茶場が販売する、淮東路の塩と引き換えられる塩鈔のうち、季節毎に三十万貫を鎮江府榷貨務都茶場で販売するよう詔が下された。これに対し淮西総領の楊倓は「鎮江府榷貨務都茶場は浙西・折東路の塩、建康府榷貨務都茶場は淮東路の塩と引き換えられる塩鈔を販売して三十年になり、商人が塩鈔を購入するに際し、この制度を利便としているので、それを改めるのは商人にとって不便となる。淮東路の塩鈔を鎮江府榷貨務都茶場へ給付して購入させないで欲しい」と上言している。楊倓は商人の不便を述べているが、その背景には鎮江府榷貨務都茶場が淮東路で生産される塩と引き換えられる塩鈔を販売することにより、建康府榷貨務都茶場の販売する塩鈔の売り上げが減少し、歳額を維持できなくなることに對する懸念があったと考えられる。

また淮西総領が収益の減少を阻止するため、塩の専売制度の改変に従事している史料が検索される。江西・湖南路方面から建康府へ米を携行し、米を販売した代金を以て、榷貨務都茶場で塩鈔を購入する商人の勢力が存在した。ところが『宋会要』食貨二七一―三七―三八「塩法雜録」、乾道七年十二月十六日条に臣寮の上言として

建康府榷貨務は近ごろ客人米斛を興販して上江へ前往するに縁り、塩鈔を入納すること遅細し、淮東の積圧せる

塩袋数多なるを致す。淮西総領周閔の措置に抛り、欲すらくは官を差し般載して鄂州へ往きて出売し、塩貨を稱提し、客人の通貨を入納する日を候ちて旧に依らんことを。……本所舟船を和雇し、官を募りて管押せしめ、逐旋に般運して鄂州に赴き出売を措置す。

とある如く、そうした商人が長江上流の鄂州へ赴いて米を販売し、建康府榷貨務都茶場で塩鈔を購入しなくなった。そのため榷貨務都茶場の販売する塩鈔と引き換えられる、淮東路で生産される塩が大量に売れ残ってしまった。そこで淮西総領の周閔は臣寮の上言に従い、輸送船を和雇し、押綱官を募集して淮東路の塩を鄂州へ運び、当地で販売するよう措置したのである。

淮西総領は榷貨務都茶場の優潤制度に對し、意見を具申するということも行っている。これについては淳熙十年（一一八三）七月―十一月にかけて淮西総領であった蔡戡の『定齋集』卷三「奏場務虧額狀」・「乞依行在場務優潤狀」の中に、詳細な記述が見られる。「奏場務虧額狀」によれば、淳熙年間（一一七四―八九）に入ると建康府榷貨務都茶場の収入に欠額が目立つようになり、淳熙八年には四百五十二万貫であった。また淳熙十年の正月―七月にかけては、歳額は六百五十三万三千三百三十三貫余りであるのに対し、実徴額は四百七十三万五千六百六十四貫余りで、欠額は二百十六万貫二千七百九貫に及んだ。その結果、榷貨務都茶場の保有する

財貨は、大軍に対する十日間の支払い分を残すのみという状況に陥った。

蔡戡はこうした欠額発生の原因について、「乞依行在場務優潤狀」の中で

其れ客人の茶塩鈔引を算請するに、自ら立定せし錢・銀・会子の分数有り。猶お行在場務の申明する有りて、朝廷、金子を入納するに、両毎に優潤錢一貫文、会子は貫毎に優潤錢三十文とし、商賈惟だ是を利として趨るのみ。所以に尽く行在場務に赴きて算請し、建康の入納をして稀少ならしめ、支遣を妨ぐる有るを致す。

と指摘している。即ち行在権貨務都茶場の塩鈔・茶引を算請（購入）させる際に優潤の制度を実施し、商人が金一両を納める際に一貫、会子一貫を納める際には三十文を加算するよう定めた。優潤により金・会子に加算される分は、商人にしてみれば塩鈔・茶引が減額されるのと同じである。それ故、淮東路で生産される塩と引き換えられる塩鈔を求める商人は、塩鈔をもつばら行在権貨務都茶場で購入し、建康府権貨務都茶場で購入しなくなっている、というのである。

そこで蔡戡はこの問題に対し、「奏場務虧額狀」に「臣已に具奏し、行在場務の客人の金・会を優潤するの錢数を將て寝罷せんことを乞い、或は建康場も亦量りて優潤を行わんことを乞う」とある通り、行在権貨務都茶場における優潤を停止するか、建康府権貨務都茶場でも同額の優潤を実施する

よう奏請した。しかしこの意見は受け入れられなかった。そこで蔡戡は「乞依行在場務優潤狀」において

……或は未だ全然住罷すべからずんば、且らく乞うらくは半ばを減じて優潤すれば、客人をして稍、稍道路の費を較計し、肯えて建康に就きて入納せしむるに庶からん。如し其れ然らずんば、即ち建康場務は略ば行在の体例に倣い、量りて優潤を行い、商賈を招致するを容し、其れ優潤する所の数は、仍りて朝廷に乞うて係省錢内の正項より貴う所を銷豁するを許さば、入納漸く敷り、大軍の支遣を誤る有るを致さず。

と述べている。行在権貨務都茶場の優潤をやめることができなければ、せめて建康府権貨務都茶場において、行在権貨務都茶場の半額の優潤を行うか、または行在と同額の優潤を行い、優潤（によって権貨務都茶場の収益が實質的に減少する）分は係省錢の一部を割いて補填することを許可すれば、権貨務都茶場の収益は増加し、大軍への支払いが不足することとはなくなる、と蔡戡は主張しているのである。

この他では、淮西総領は権貨務都茶場の官に対する褒賞も行っていた。『宋会要』職官二八一「塩法雜録」、淳熙元年二月十四日条に

淮西総領單夔、左右司の体例に比附し、茶塩の賞を推行せんことを乞う。戸部勘当すらく「欲すらくは建康場務、今歳終より收趁する茶塩額に及べば、総領は左右司

の体例に比^ない、半ばを減じて推賞するを与^よさん^とことを」と。之に従^{したが}う。

とあり、淮西総領單夔の上言に基づき、建康府榷貨務都茶場が茶・塩の専売収益の歳額を充足した場合、尚書省左右司の官にならない、淮西総領が榷貨務都茶場の官を褒賞することが定められている。

4 酒の醸造・販売収益の利用

南宋時代、三衙・都統司や総領所等の軍事・財政機関は、附属する贍軍酒庫で酒を醸造し、それを脚店（料亭・飲食店）で販売し、収益を軍に關する支払いに充てていた。贍軍酒庫における酒の醸造・販売は、府州軍や安撫司等も行っている。淮西総領所は建康府に贍軍酒庫を置いて醸造を行わせ、建康府に属する州県の脚店で販売していた。⁽⁹⁾

総領所は贍軍酒庫が醸造した酒の販売収益だけでなく、買撲坊場（酒坊）の淨利錢も收納し、大軍に關する支払いに充てていた。即ち海陵王の南伐に伴う金との戦争が始まった紹興三十一年十月、戸部の上言により、浙東・浙西・江東・江西・湖北・湖南路の買撲坊場一界あたりの淨利錢三百八十万貫を常平司に命じて預借させ、左藏庫へ送った残額を総領所へ送り、大軍の激賞錢物等の支払いに充てることとなったのである。具体的には浙東・浙西路の淨利錢は左藏庫へ送る一方、江東・江西路の淨利錢は淮西総領所、湖北・湖南路の淨

利錢は湖広総領所に送るよう定められている。⁽¹⁰⁾

さて『宋会要』食貨二一一〇「酒麴雜錄」、乾道七年十二月二十九日条に、淮西総領周闕の上言として

淮西総領所の四庫酒（酒庫の誤り）、建康府・安撫司の五庫、都統司の十八庫、馬軍司の一庫、添置せる行宮の一庫、共に二十九庫は經理を失う有り、乞うらくは撥併歸一し、三年の最高分を以て額と為さん。

とあり、総領所の他、建康府・江東安撫司・建康府都統司・待衛親軍馬軍司・建康府行宮⁽¹¹⁾に附属する計二十九の贍軍酒庫が経営不振に陥っているため、それらを統合し、過去三年間の収益のうち、最高の額を課額とすることが提案された。上言の後文には「詔して撥併を措置し、仍りて先に諸軍の三年の収むる所の息錢の数目を具して以聞せしむ」とあり、詔が下され、酒庫の統合を行うとともに、三年間の収益を報告することになったと記されている。なお周闕の上言を見ると、淮西総領所に附属する贍軍酒庫は四つであったことが知られる。

右の史料には続けて

其の後周闕又言わく「建康諸司の酒庫を撥併し、合に行うべき事は、並びに行に贍軍酒庫の已に獲る所の勅旨に依り、提領建康府戸部贍軍酒庫所を以て名と為し、印記は鑄造し降下せんことを乞う。諸司の二十九酒庫は、其の間、軍庫太半なるも、今既に撥隸すれば、庫名を改め

んことを欲す」と。……之に従う。

とあり、周闕はその後、統合に当たっては提領建康府戸部瞻軍酒庫所という機関を設置し、総領所や安撫司等に所属していた二十九の瞻軍酒庫を併入し、一括して管理すること、酒庫の名称もそれに伴い、軍との関係を示唆するものから改めることを上言し、裁可されている。改称の具体例としては中軍南庫↓和楽庫、水軍南庫↓豊裕庫、前軍西庫↓石城庫、遊奕庫↓月堂庫等が挙げられる。

さらに『宋会要』食貨二一一「酒麴雜録」、乾道八年十一月十三日条によれば、淮西総領の単變は、提領瞻軍酒庫所を設置したにもかかわらず収益が上がっていないとして、酒庫のうち五つを選んでもっぱら醸造させ、それ以外の酒庫は酒を販売させるだけにしよう上言している。その理由は史料に明記されていないが、全ての酒庫で酒を醸造したのは、販売する酒の量が多過ぎて需要を上回ってしまい、価格を下げざるを得なくなったり、それでも売れ残りが発生したりして、結局収益減につながったからではないかと推察される。

史料を検索すると、瞻軍酒庫以外に、淮西総領が管下の買撲酒坊のうち、収入が課額を下回るものの統合を進言したことを伝える事例も目睹される⁽³³⁾。このように淮西総領所は酒の醸造・販売の収益を減少させぬよう、管下の酒の醸造・販売機関の統合や経営合理化を行うこともあったのである。

5 その他の物資・財貨調達の手段

総領所は以上に述べた他にも、様々な手段を用いて大軍に関する支払いに必要な物資や財貨を調達していた。ここではそれらについて検討してみたい。

(1) 送金手形の発行と紙幣の印造

総領所が財貨を調達する手段として、関子・公坵等の送金手形の発行が挙げられる。関子・公坵は北宋時代より使用されており、主に遼・西夏と接する沿辺三路（河北・河東・陝西路）の府州軍によって発行され、開封の京師権貨務で換金された。沿辺で軍糧米等を政府に販売した商人は、代金として支払われた銭・金・銀等の財貨を内地へそのまま持ち帰るには危険や不便が伴う。そこで財貨を府州軍に納めて関子・公坵の発給を受け、それを開封の権貨務で換金することにより、危険や不便から逃れ得たのである。一方、沿辺三路の府州軍は、手形の代金納入を通じて財貨を調達し、それを国境を守るため駐屯している軍に関する支払いに用いることができた。なお手形の使用を促進するため、権貨務における換金の際には割り増し（優潤・加饒支還等と呼ぶ）の制度が行われた⁽³⁴⁾。

南宋時代になると、関子・公坵は府州軍に加えて、総領所においても発行された。『要録』卷一八二、紹興二十九年五月丁卯条に戸部侍郎趙令詒等の上言として

諸路の駐屯する大軍は、例として当に錢を貼降して応副すべし、欲すらくは權貨務場に下して公抛・関子を印給し、三路総領所に赴き、客人等を招致せんことを。請うらくは淮西・湖広〔総領所〕に各おの関子八十万緡、淮東〔総領所〕に公抛四十万緡〔を給付し〕、皆十千より百千に至る凡そ五等とし、内、関子は三年の行使と作し、公抛は二年と作し、錢・銀中半の入納を許し、自來の優潤の分數に依らんことを。

とあり、史料の後文によれば裁可されたことが知られる。上言を見ると、權貨務都茶場に関子・公抛を印造させ、淮西・湖広総領所に関子各八十万緡、淮東総領所に公抛四十万緡を給付すること、関子・公抛の額面は十、百緡に至る五種類、使用期限は関子を三年、公抛を二年とすること、関子・公抛を入手する際には錢・銀半々を総領所に納めること、優潤（割り増し）の比率はこれまでの制度によること、等が提案されている。関子・公抛の印造を命じられた權貨務都茶場とは、鎮江府・建康府の權貨務都茶場であろう。兩權貨務都茶場は淮東・淮西総領所の附屬機関であるため、印造した手形を容易に兩総領所へ給付できたと考えられるからである。また関子・公抛を換金した場所は記されていないが、北宋時代の制度を踏襲していたとすれば、臨安の行在權貨務都茶場であつたと推察される。淮西総領所は関子・公抛の發行と引き換えに、錢・銀計八十万緡を調達できたのである。

こうして得られた財貨は、上言の冒頭に「〔大軍に〕錢を貼降して応副すべし」と記されているから、大軍に関する支払いに充てられたであろう。当時は海陵王の侵攻が迫っており、財貨に対する需要が増大していたため、このような措置が取られたと見られる。もつとも紹興三十年十二月、紙幣東南会子が臨安で發行され、翌三十一年七月には浙西・浙東・淮東・淮西・湖北・京西路でも發行された。東南会子が發行されると、総領所は手形を發行し、引き換えに財貨を調達する必要はなくなり、会子を大軍に関する支払いに直接用いるようになっていく。

東南会子は臨安の会子務・会子庫で印造されたが、総領所が貨幣を調達するため、自ら紙幣を印造することもあつた。隆興元年になると東南会子に代わつて、湖北・京西路では湖北会子、淮東・淮西路では都督府会子という、行使区域をより限定した紙幣が發行された。さらに乾道二年六月、淮東・淮西路では都督府会子に代わつて淮南交子という紙幣が發行された^⑤。淮南交子は『両朝綱目備要』卷二、紹熙三年是夏条に「兩淮会子なる者、乾道二年夏、初めて戸部をして三百万緡を印給せしめ、之を交子と謂う」とあり、發行当初は臨安の戸部で印造されていた。ところが『宋史』卷三三、乾道二年十一月己酉条に

兩淮総領所に自ら会子を造るを許す。

とあり、十一月には兩淮即ち淮東・淮西総領所による会子の

印造が許可されたと記されている。会子と称される紙幣のうち、東南会子は上述した通り臨安で、湖北会子は湖広総領所で印造された³⁹⁾。また淮南交子を淮南会子と記す事例も、右に紹介した『両朝綱目備要』の史料の如く、しばしば見られることから、ここでいう会子とは淮南交子と考えられる。以上に述べた通り、淮西総領所は自ら紙幣を印造することによつても貨幣を調達していたのである⁴⁰⁾。

(2) 屯田・営田収入の送付

屯田・営田の収入として得られた穀物を総領所へ送り、それを錢に換え、大軍に関する支払いに充てるということも行われた。南宋時代には江北・四川諸路の他、江南の江東・江西路においても屯田や営田の経営が盛んに行われた⁴¹⁾。原則として屯田は政府が経営し、兵士が耕作する形態、営田は地主・豪民が経営し、農民が耕作する形態を指すが、営田の中には政府が経営する場合もあり(営田官荘)、しかも兵士の耕作するものが存在した。そこでの収入として得られる穀物のうち、種子等に充てられた残りは官と兵士によつて分割され、その比率は通常官三〇四分、兵士七〇六分であった。官の取得分は兵士の給与や馬料に充てられることが多く、その余りは錢に換えて臨安へ送っていた。

ところが『宋会要』食貨六三―一二二「営田雜録」、紹興二十九年九月一日条に

戸・工部言わく「諸路諸州軍の営田官荘の夏秋二料の收むる所の斛斗の内、年例により科撥し馬料に副応(応副の誤り)するを除くの外、其の余は並びに餽錢に變糶し、行在に起赴し送納するに係るも、諸軍の歳用數多に縁り、理として合に就ち免撥・支使すべし。乞うらくは提領営田官に下し、合に出糶すべき稲・麦を將て、並びに本路の総領所に起赴して交納・支用せんことを。仍りて総領官をして拘催せしめ、椿したる數目を具して合に支すべき餽錢に紐計し、部に申して照會す」と。之に従う。

とあり、金との戦争が近づいた紹興二十九年九月、戸部・工部の上言に従い、諸路諸州軍の営田官荘の収入(として官の取得する)穀物(米・麦)のうち、馬料に充てた残りを臨安ではなく総領所へ送り、出売して錢に換えた上で、諸軍に関する支払いに充てさせることとなったのである。なお右の史料には、諸路諸州軍の営田官荘の収入を総領所へ送らせたとあるだけで、いずれの路や府州軍の営田官荘であったのか、具体的に記されていない。淮西総領所へは、総領所が経営に直接関与していた江東路府州軍の営田官荘以外に、淮西路府州軍の営田官荘の収入も送られたと考えられる⁴²⁾。

(3) 納粟補官及び度牒販売収益の利用

総領所は納粟補官によつても穀物を調達していた。『宋会

要〕職官六二二八「進納補官」、開禧二年四月十三日条によれば、都省は「諸路州軍では糶賤傷農（官が安価で穀物を買上げ、農民にダメージを与えている）のため、乾道七年・紹熙五年・嘉泰二年の指揮に従い、官に粟を納めることを願う戸戸に対しては、粟を錢に換算し、〔その額に応じて〕迪功郎以下の官資を与えよ」と上言した。錢の額とそれに応じて補任される官資は次の通りである。迪功郎・承節郎↓一万貫、承信郎・上州文学↓八千貫、進武校尉↓四千貫、進義校尉↓三千貫、進武副尉↓二千貫、不理進限將仕郎↓一千貫、諸州助教↓五百貫

この上言に対し詔が下り、吏部・刑部をして空名告敕・綾紙付身を四総領所に給付し、納粟補官を願う者は総領所へ赴いて粟を納めさせること、総領所へ向かう途中、粟に対する商税の賦課は免除すること、総領所の設置場所における市価に照らして粟を錢に換算し、賞格に従い、相当する官資の名称を告勅・付身に記して支給すること等が定められた。当時宋と金は戦争状態にあり、⁽⁴⁾軍糧米や馬料に対する需要が増大したため、このような措置が取られたと考えられる。

また度牒を販売し、その収益を総領所へ送るということも行われた。海陵王の南伐が迫った紹興三十一年二月、中書省は「先ごろ僧侶が冗濫のため、礼部をして度牒の發給を停止させたが、既に二十年余りが経過しており、また度牒を製造し、価格を定めて諸路州軍に降し〔販売し〕たい」と上言し

た。そこで戸部・礼部に詔して措置させることとなり、戸部は二千道の度牒を給降し、一道あたり錢五百貫で販売すること、浙西・浙東路における販売収益は臨安の左藏庫へ、江東・淮東・淮西・湖北・京西路における収益は三総領所へ送ること、江西・湖南・福建・広東路等における収益は各路の提刑司に委ね、やはり左藏庫へ送ること、〔度牒の価格を〕金・銀に換算し〔金・銀で購入を〕願う者は許可すること等を提案し、裁可されている。⁽⁴⁾

(4) 回易・營運

総領所は中央から下された本錢を用いて回易・營運（営利活動⁽⁴⁾）を行い、獲得した息錢を大軍兵士で口累（家族）の多い者に支給していた。南宋時代、回易・營運は安撫司・都統司・三衛等も行っており、その内容は多岐にわたっていた。例えば三衛の回易では、酒坊・質屋・邸店・借家・貸倉庫・塩や米を販売する商店等の経営の他、度牒・材木・炭・紙等の販売を行っている。⁽⁴⁾総領所の回易・營運の詳しい内容については史料が乏しく、詳細は明らかにならないが、利貸しを行っていたことがうかがえ、塩の販売にも従事していた形跡が認められる。⁽⁴⁾また後文で紹介する史料には、総領所の回易が場務⁽⁴⁾の課額を欠損させるとの記述があり、総領所が商税等を徴収することもあつたと推察される。同一史料には、総領所が邸店を経営していたことを示す記述も見られる。淮東・

淮西総領所には市易抵当庫が附属しており、直接利貸しを行う以外に、本銭を支出して営利活動を行わせ、利益として得た財貨（息銭）を収納したと考えられる。

さて回易・営運は利益が少ない上に問題も多いため、中止を求める意見が提出されていた。淮西総領所の回易に関するそうした意見を紹介すると、淳熙五年（八年）にかけて江東安撫使兼行宮留守をつとめた陳俊卿の^{上言}として、朱熹『朱子文集』巻九六「少師觀文殿大學士致仕魏國公贈太師諡正獻陳公行狀」に

日者陛下深く諸軍の口衆くして稟仮の以て自贖するに足らざる者有るを念い、特に緡銭を三総領所に降し、各おの付するに二十万を以てし、之をして回易せしめ、歳に息銭五分を取り、以て優給を為すは甚だ大惠なり。

とある。右の史料によれば、三総領所に本銭として二十万貫が下され、回易を行わせて五分即ち十萬貫の息銭を徴収し、兵士に支給していたことが知られる。上言には続けて

然るに商賈の利は什の一に過ぎず、今、総所の権を以て朝命を奉じ、禁令を用い、而して五分の息を責むれば、其の勢、必ず尽く商賈の利を寵め、陰かに場務の課を奪い、道塗をして嗟怨し、公私をして困竭せしむるに至らん。而して淮西総司は歳に十萬緡の者を以て之を兩軍に散ずるも、多き者は兩千を過ぎず、少きは或は僅かに千錢を得るのみ。……得る者既に未だ惠と為すに足りず、

而して得ざる者又怨言有り、甚だ謂無きなり。亟やかに之を罷めんことを請う。

とある。総領所の回易は権力を背景として、商人よりも高い利を得るため、商人の利を奪うとともに、場務の収益を減少させ、課額の欠損を招く、淮西総領所は息銭の十萬貫を兩軍（侍衛親軍馬軍司・都統司）の兵士に支給しても、その額は多い者で二貫を超えず、少ない者は僅か一貫であり、兵士にとつて恩恵とならず、かえつて怨嗟を増すことになる、等の理由から、陳俊卿は回易の停止を請願したのである。引用史料の続きには、淮南交子三十萬貫を淮西総領所に与え、その半ばを口累の多い兵士に支給すれば事足りるとも記されている。もつともこのような意見が出されていたにもかかわらず、淮西総領所の回易は南宋末の景定元年（一二六〇）まで行われた。

営運に目を向けると、四総領所及び兩浙等の転運司に対して中央から本銭が与えられ、それを用いて営運を行わせ、息銭を兵士に支給していた。営運も回易と同様に利益が少なく問題が多いとして、中止が求められており、こちらは南宋中期の淳熙七年に中止された。中止の状況は『皇宋中興兩朝聖政』巻五八、同年七月甲戌条に

杜民表の劄子を進呈し、総司・漕司の営運を住罷せんことを乞う。上曰く「朕、此（営運）を罷めんと欲すること久し。内外の諸軍累重の人に添給するは、毎歳共

に三十余万緡に過ぎず。別に支給を措置するを作さん」と。是において詔を下し、兩淮・湖広・四川総領所、兩

浙・四川転運司の營運は並びに日下に住罷せしむ。と見えている。総領所・転運司の營運をやめよとの上奏を受け、孝宗は「兵士に支給する營運の息銭は年間三十万緡に過ぎないので、營運とは別の財源から支給する」として營運を中止させたのである。なお營運の息銭については、淳熙七年前半（正月〜六月）の兵士に支給する額が計十六万三千貫であつたとの記事も検索され、一年間に得られる息銭はやはり三十万貫（緡）程度であつたことがうかがえる。

この史料の注に「臣留正等曰く」として
 總司の職は軍饗を董し、運司は専ら漕計を主る、而るに
 迺ち營運を以て息を規め、邸店を立て舟車を走らせ、明
 らかに商賈の利を奪い、暗かに国家の課を虧く。

とあり、營運を中止する理由として、商人の利を奪い、国家の税収の課額を損うといった点も挙げられている。なお右の史料には、総領所による營運の例として、邸店の経営も見えている。附言すれば、総領所の回易・營運に伴い、商人の抑圧・課額の欠損等に加えて、諸史料には記されていないものの、三衛・都統司等の回易の如く、不当に高い利率・販売価格の設定、民衆の使役等の問題も発生しており、恐らくそうしたことも回易・營運を中止する理由とされたのではないかと考えられる。

おわりに

本稿は、淮西総領所について概観した後、同総領所が大車に関する支払いに必要な物資・財貨をどのように調達していたのかという点に対し、嘉定年間（一一〇八〜一二四）までを中心に検討を加えた。その内容を要約すれば以下の通りである。第一に、淮西総領所は上供錢物の送付、和羅、榷貨務都茶場の専売収益や酒の醸造・販売収益の利用、送金手形の発行、紙幣の印造、営田収入の送付、納粟補官、度牒販売収益の利用、回易・營運等、様々な手段によって物資・財貨を調達していた。これらのうち、物資では上供米・和羅米、財貨では淮東路で生産される塩の専売収益が大きな割合を占めていたことが知られる。なお物資・財貨調達の手段は、海陵王の南伐に伴う金との戦争の際に、多様化がとりわけ甚だしかった。

第二として、淮西総領所は物資・財貨を調達する際に、管下の転運司や府州軍・榷貨務都茶場・和羅場等の官、漕運に携わる押綱官等を監督し、勤務評定を行い、弾劾・褒賞を行うこともあった。総領所が塩の専売制度を改革するよう意見を具申したり、実際に改革に従事したりした記事、贍軍酒庫等の附属機関の経営を統合・合理化していた記事も見られる。こうした措置によって、淮西総領所は上供錢物の定額、和羅や塩・茶・酒等の収益に関する歳額・課額に欠損が生じ

ないようにしていたのである。

第三に、淮西総領所は大軍に関する支払いに必要な物資・財貨を、もっぱら江東・江西路において調達しており、一方支払いを担当する大軍は江東路・淮西路に駐屯・出戍していた。物資・財貨の調達・支払いをめぐって、江東・江西・淮西の三路にわたる広大な軍事財政区画が形成されており、物資・財貨はこの区画の中を、南から北へ移動していたのである。三路にわたり大軍の必要とする物資・財貨を統轄し、その際に転運司や府州軍の知事・通判等を管下に置く淮西総領所は、強力な機関であったと言える。

淮西総領所について、今後検討すべき課題として指摘されるのは以下の諸点である。第一に、嘉定年間以降、特に金・モンゴル帝国・元との戦争下において、淮西総領所が物資・財貨をどのように調達していたのかという点に対し、検討を加えなければならない。なお『宋会要』所載史料は嘉定年間以降存在しなくなるので、検討にはそれ以外の史料、例えば文集等を用いることとなる。

第二として、諸史料を通観すると、淮西総領所は大軍に関する支払いに必要な物資・財貨を調達する他にも、様々な財政的職務を担い、多くの権限を行使しており、それらについても検討を行う必要がある。このような検討を通じ、総領所の財政機関としての実態や性格が一層明らかになるであろう。

第三に指摘されるのは、淮西総領所と大軍との関係である。淮西総領所が調達した物資・財貨は、建康府・池州等に設置された大軍庫・大軍倉等に一旦収納され、そこから大軍に関する様々な支払い（兵士の給与等）に用いられた。その際、総領所は支払いを統轄していた。そこで総領所の統轄下における支払いの状況について、明らかにしなければならぬ。またそれ以外の軍政的職務、例えば淮西総領所による大軍の監察等に対しても検討が求められる。さらに南宋末になると、総領所は大軍を統轄する制置使・宣撫使の配下に組み込まれ、大軍を監察する権限を失ったとの指摘もなされている。制置使・宣撫使と淮西総領所との関係についても、南宋末を中心に検討を加える必要がある²⁰。上記諸点の検討は、別稿において行うこととする。

註

(1) 駐劄御前軍とはもと宣撫使の私兵（家軍）であり、兵権の回収に伴い中央（皇帝）直属の駐劄御前軍に改編され、都統司に所属した。三衛は殿前司・侍衛親軍馬軍司・侍衛親軍歩軍司から構成される禁軍であり、基本的に臨安に駐屯したが、兵士は交替で国境へ赴き、防衛に従事した。なお侍衛親軍馬軍司は乾道七年（一一七二）に本隊自体が建康府へ移動した。

(2) このような研究のうち、主なものとして内河久平「南宋総領所考——南宋政権と地方武将との勢力関係をめぐって——」（『史潮』七八・七九、一九六二年）、川上恭司「南宋の総領所について」（『待兼山

論叢」史学篇二二、一九七八年)、張星久「関于南宋戸部与総領所の關係」(『中国史研究』一九八七年一四)、袁一堂「南宋の供漕体制与総領所制度」(『中州学刊』一九九五年一四)、雷家聖A「南宋高宗收兵權与総領所の設置」(『逢甲人文社会学報』一六、二〇〇八年・B「從転運使到総領——兩宋理財官僚之比較」(『宋史研究論文集』、雲南大学出版社、二〇〇九年)・C「南宋四総領所与供軍財賦的取支」(『宋史研究論文集』、湖北人民出版社、二〇一二年)・D「熟秀」・E「生秀」与南宋総領所財政問題」(『中国史研究』八一、二〇一二年)・E「総領所与南宋紙幣発行の管理」(『中国史研究』八二、二〇一三年)・A・E論文のうちB論文を除き後「聚斂謀国——南宋総領所研究」、万巻楼図書股份有限公司、二〇一三年に再録)、F「南宋四総領所の組織架構与特色」(『聚斂謀国——南宋総領所研究』に収録、雑誌等に未発表)、王海芳「南宋総領所性質考弁」・「試析南宋総領所与中央及军区(防御体系)的關係」(『社科縱横』二〇一九年一六、二〇二〇年一)等が挙げられる。

(3) 主な研究として長井千秋「淮東総領所の機能」(『待兼山論叢』史学篇二二、一九八八年)、同「淮東総領所の財政運営」(『史学雑誌』一〇一七、一九九二年)、金子泰晴「南宋初期の湖広総領所と三合同関子」(『史観』一三三、一九九〇年)、樋口能成「南宋総領所体制下の長江経済——湖広総領所と四川の關係から——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊)五二、二〇〇六年)、林天蔚「四川総領所之財權及其影響」(『食貨月刊』一〇・一、一九八一年)、伊原弘「南宋総領所の任用官——「開禮用兵」前後の四川を中心に」(『多賀秋五郎博士古稀記念論文集』アジアの教育と社会、不昧堂、一九八三年)、雷家聖「南宋四川総領所地位的演變——以総領所与宣撫司・制置司の關係为中心」(『台湾師大歴史学報』四二、二〇〇九年、後、同右著書に再録)、何玉紅「試析南宋四川総領所の職能」(『四川師範大学学報』社会科学版)二〇〇八年一五、同「南宋四川総領所制度与兵職之變」(『文史哲』二〇一一年一六)等が挙げられる。筆者も四川総領所に関し「南宋四川総領所について」(野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員会編『中華

世界の歴史的展開」、汲古書院、二〇〇二年)なる拙論を発表している。(4) 筆者は本稿に先立ち拙稿「南宋淮西総領所と史料」(『資料学の方法を探究』二二、二〇二三年)を発表し、淮西総領所に関する「宋会要」所載史料を紹介しつつ、初歩的な検討を加えた。本稿は前稿を補足・修正し、さらに発展させようと試みたものである。

(5) 『宋会要』職官四一四五「総領所」、紹興三年(一一三三)正月八日条、「要録」卷六二、紹興三年正月甲子条。なお都督府は紹興三年四月に建康府から鎮江府へ移動しており「要録」卷六四、紹興三年四月壬辰条、総領もそれに付随して鎮江府へ移動したと考えられる。総領・総領錢糧・総領錢糧官等については註(2)内河論文、二七七頁、雷A論文、著書の一八―二三頁等において検討がなされている。

(6) 『宋会要』職官四一四五「総領所」、紹興十一年正月十四日条。張俊は紹興七年九月に廬州から建康府へ移動し(『要録』卷一一四、紹興七年九月辛巳条)、以後基本的に建康府に滞在し続けたと見られる。

(7) 『宋史』卷四一六王万伝、魏了翁『鶴山先生大全集』卷一九「被召除礼部尚書内引奏第五劄」等によれば、淮西路における出戍地として滁州・濠州・定遠県(待衛親軍馬軍司兵士)、廬州・和州・安豊軍(建康府都統司兵士)、舒州・巢県(無為軍(池州都統司兵士))が挙げられる。もっとも兵士はこれら以外の場所にも出戍していた可能性があり、今後さらなる検討を行うことが必要である。兵士の定員は『建炎以來朝野雜記』甲集卷一八「乾道内外大軍数」に見える。

(8) 総領の名称については註(2)内河論文、一〇―一頁において検討がなされている。

(9) 『景定建康志』卷二六「官守志三・総領所」には淮西総領に任命された人物の一覧があり、各総領が付帯していた戸部・太府寺・司農寺等の官職が附記されている。

(10) 属官・胥吏の定員については「宋会要」職官四一「総領所」冒頭記事、職官四一五五「総領所」、乾道五年(一一六九)三月六日条等による。

(11) 総領所の附属機関の職務については、註(2)内河・川上・雷F論文等において検討がなされている。

(12) 総領所に雑売場が附属していたことは『宋会要』職官四一―五一「総領所」乾道元年三月五日条、和糶場が附属していたことは同書食貨四〇―二七「市糶糧草」、紹興十八年閏八月九日条に見えている。

(13) 『要録』卷一八四、紹興三十年正月癸卯条。なお島居一康「南宋の上供米と両税米」(『東洋史研究』五一―一四、一九九三年、後『宋代税政史研究』汲古書院、一九九三年に再録)によれば、江西路では本文に挙げた府州軍の他、乾道年間(一一六五―七三)初めには袁州・贛州・筠州も秋苗の上供を行っていた形跡が認められるという(著書の四五五―四五九頁、四六五―四七三頁、四七八頁註(25))。恐らく袁州・贛州・筠州からも、建康府または池州へ上供米が送られるようになったと考えられる。

(14) 『要録』卷一八二、紹興二十九年五月己未条。

(15) この部分の原文は「累月西方起者」であるが、「西」は「而」の誤りか、衍入であろう。

(16) 上供錢物を發送する際に欠額が多ければ、総領は中央にその旨を告発し、その結果展磨勘よりも重い処分が降されることもあった。例えば嘉泰三年(一一二三)八月、淮西総領の韓聖卿は撫州・寧国府の知事等が稅錢を総領所へ發送する際、三年にわたって欠額を生じさせたと告発し、それを受けて詔が下り、各々一官を降格されている(『宋会要』職官七四―一二―一三「黜降官」、同年同月六日条)。なお撫州は江西路、寧国府は江東路であり、こうした記事からも淮西総領所が上供錢物を江東・江西路より輸送させていたことが明らかになる。

(17) 『宋会要』職官四一―六九―七〇「総領所雜録」、嘉定十五年(一一三三)正月二日条。

(18) 省倉・和糶場・総領所の和糶額は『要録』卷一五八、紹興十八年閏八月甲子条、『宋会要』食貨四〇―二七「市糶糧草」、紹興十八年閏八月九日条、『建炎以來朝野雜記』甲集卷一五「東南軍儲數」等による。なお

省倉の和糶額の合計について『要録』には三十五万五千石、「建炎以來朝野雜記」・『宋会要』には三十六万石とあり、今のところどちらが正しいのか断定できない。

(19) 淮西総領所が年間に必要とする軍糧米の額は『宋会要』職官四一―四九「総領所」、紹興三十年三月一日条、『要録』卷一八四、紹興三十年三月庚辰条、「建炎以來朝野雜記」甲集卷一七「淮東西湖広総領所」等に見える。

(20) 海陵王の南伐により始まった宋金戦争は、紹興三十一年(金正隆六年)九月「乾道元年(金大定五年)正月まで続いたが、南伐の情報は紹興二十六年頃から宋に伝わっており、紹興二十九年になると、宋側でも戦争の準備が進められた。

(21) 「官芸」が東南合子を指すことについては、草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題―鉄錢交子の廢復をめぐる―」(『東洋学報』四四―四、一九六二年)、七三頁註(39)を参照されたい。

(22) 『宋会要』食貨四〇―五二「市糶糧草」、乾道七年五月十三日条。

(23) 『宋会要』食貨四〇―五一「市糶糧草」、乾道七年二月九日条。なおこの史料には、浙西転運司が和糶した馬料を建康府総領所へ送ることになったと記されている。乾道六年四月―七年五月にかけて、淮西総領所は一旦淮東総領所を併合し、両淮総領所と称された(『宋会要』職官四一―五六「総領所」、乾道六年四月一日条、閏五月五日条、乾道七年五月一日日条)。従って建康府総領所とは、両淮総領所のことであると考えられる。

(24) 榷貨務都茶場や塩の専売制度は草野靖A「南宋時代の淮浙塩鈔法」(『史淵』八六、一九六一年)、B「南宋財政における会子の品搭収支」(『東洋史研究』四一―一、一九八二年)、梁庚堯「南宋塩榷 食塩産銷与政府控制」(国立台湾大学出版中心、二〇一〇年)等を参照した。

(25) 南宋の茶の販売制度に関する先行研究として黄純純「宋代茶法研究」(雲南大学出版社、二〇〇二年)、樋口能成「南宋茶法の再検討―長引・短引・小引による茶の販売区分について―」(『史観』

- 一六三、二〇一〇年)等が挙げられる。
- (26) 手形を購入する際に納める財貨の比率については、註(24) 草野B論文において詳細な検討がなされている。
- (27) 註(24) 草野A論文、一三〇頁。
- (28) 淮西総領所が年間に必要とする財貨の額は『宋会要』職官四一―四九「総領所」、紹興三十年三月一日条、「要録」卷一八四、紹興三十年三月庚辰条、「建炎以来朝野雜記」卷一七「淮東西湖広総領所」等の諸史料に見えらる。
- (29) 蔡戡の淮西総領在任期間は『景定建康志』卷二六「官守志三・総領所」による。
- (30) 『宋会要』食貨二〇一九「酒麹雜錄」、紹興十三年九月十日条を見ると、この時詔が下され、淮西総領所に所属する贍軍酒庫は建康府でのみ醸造を行うこと、脚店も建康府管下の州県村鎮に置くことが命じられている。
- (31) 『宋会要』食貨二一―二五「買撲坊場」、紹興三十一年十月十四日条。
- (32) 建康府には紹興二年以降、府治を改修する形で行宮が建設され、紹興八年三月に臨安定都が行われた後も行宮は存続した。行宮の酒庫は、行宮の維持に必要な経費を捻出するため設置されたと考えられる。建康府の行宮については過去に検討を加えたことがある(拙稿「南宋臨安における宮城の建設」、『愛媛大学法文学部論集人文学編』四八、二〇二〇年)ので参照された。
- (33) 『宋会要』職官四一―一五八「総領所」、淳熙六年(一一七九)三月二十四日条。
- (34) 北宋時代の関子・公掬については日野開三郎「南宋の紙幣「見銭公掬」及び「見銭関子」の起源について」(『史学雑誌』四八―七・八・九、一九三七年)、同「北宋時代の手形「見銭交引」を論じて紙幣「銭引」の起源に及ぶ」(『社会経済史学』八一・二・三、一九三八年、ともに後「日野開三郎東洋史学論集」七、三二書房、一九八三年に再録)等を参照した。
- (35) 『要録』卷四八、紹興元年十月壬午条によれば、この時浙東路の婺州で関子が発行され、臨安及び紹興府の権貨務都茶場で換金されたことが知られる。紹興府は建炎四年(一一三〇)四月、紹興二年正月にかけて高宗が滞在したため行在となり、それに伴い建炎四年二月、紹興二年正月の間、権貨務都茶場が設置された。なお臨安の権貨務都茶場は建炎四年四月に設置された。権貨務都茶場の沿革については註(24) 草野A論文、一四四―一四九頁において検討がなされている。
- (36) 東南会子発行の経緯については草野靖「南宋行在会子の発展」上・下(『東洋学報』四九―一・二、一九六六年)、劉森「宋金紙幣史」(中国金融出版社、一九九三年)、汪聖鐸『南宋貨幣史』下(社会科学文献出版社、二〇〇三年)等を参照した。
- (37) 東南会子が会子務・会子庫で印造されていたことは、同右草野論文上、八―九頁、下、六二頁で明らかにされている。
- (38) 都督府会子の発行については同右草野論文上、二九―三六頁、淮南交子・湖北会子の発行については註(36) 劉・汪著書等を参照した。
- (39) 湖広総領所が湖北会子を印造していたことは『文獻通考』卷九「錢幣二・湖会」、「建炎以来朝野雜記」甲集卷一六「湖北会子」等に見える。
- (40) 総領所の紙幣印造・発行に関する専論として、註(2) 雷E論文がある。検討の中心は四川総領所が行った紙幣銭引の印造・発行であるが、淮南・淮西総領所による淮南交子、湖広総領所による湖北会子の印造・発行についても言及がある。
- (41) 南宋時代の屯田・営田については周藤吉之「南宋に於ける屯田・営田官荘の経営―官田の荘園制発展として―」(『中国土地制度史研究』、東京大学出版会、一九五四年)、梅原郁「南宋淮南の土地制度試探―営田・屯田を中心に―」(『東洋史研究』二二―四、一九六三年)等を参照した。
- (42) 淮西総領所は江東路太平州の営田官荘の経営に直接関与し、耕作に従事する兵士数の削減を行う等している(『宋会要』食貨六三―一五二)一五三「営田雜錄」、乾道九年五月七日条)。また淮西路和州・無為軍等

の屯田の経営に関与し、しばしば意見を具申ししている(『宋会要』食貨六三一・五四・五五「管田雜錄」、淳熙十年九月二十三日条、淳熙十一年六月九日条、『定齋集』卷三「條具屯田事宜狀」。根拠となる史料は検索できないが、淮西総領所は淮西路府州軍の管田官莊の経営にも関与し、自らのもとへその収入を送らせたのではないかと推察される。

(43) ここでいう「粟」とは、穀物の種類としての「アワ」ではなく、脱穀していない穀物の総称と考えられる。このような粟の語義については、宮澤知之「唐宋粟考」(『唐宋変革研究通迅』一一、二〇二〇年、後『宋代社会経済史論集』汲古書院、二〇二三年に再録)において詳細な検討がなされている。

(44) 嘉泰四年(金泰和四年)九月、嘉定元年(金泰和八年)九月にかけて、宋と金は戦端をひらいており、この戦争を宋側では開禧用兵と呼んでいる。宋の宰相韓侂胄の主導で宋軍が金へ侵攻し、戦争が始まった。

(45) 『要録』卷一八八、紹興三十一年二月乙丑条。

(46) 回易・營運に関する先行研究として、以下を参照した。吉田寅「宋代の回易について」・B「南宋の「回易」について」(九州共立大学紀要)一五・一六、一九八〇・八一年、宮崎市定「中国近世における生業資本の貸借について」(『東洋史研究』一一一、一九五〇年、後『宮崎市定全集』九、岩波書店、一九九二年に再録)。回易と營運の差異は判然としないが、強いて言えば回易は軍事財政と強い関連を持つ営利活動、營運は動産の運用による営利活動を指すことが多いようである。

(47) 同右井上B論文、四六―五一頁。

(48) 総領所が質庫を経営し、利貸しを行っていたことは、周必大『周易国文忠集』卷一四三「論措置營運」の中に「其間不棄者、不過富民有質庫之家耳」とあり、総領所と富民の質庫の競合が懸念されていることからうかがえる。また塩の販売に関しては、淮東・淮西総領所が官塩の回易を行うことを禁止する詔が下されていることから知られる(『宋会要』食貨二八―六―七「塩法雜錄」、淳熙元年九月十三日条)。

(49) 場務とは商税や酒税等の現場徴収機関の総称である。場務については幸徹「北宋時代の官営場務における監当官について」(『東方学』二七、一九六四年)を参照した。

(50) 陳俊卿の江東安撫使兼行宮留守在任期間は『景定建康志』卷一「留都録一・行宮留守」による。

(51) 『景定建康志』卷一四「建康表一〇」、卷二「城闕志二」によれば、建康府の回易庫は景定元年(一二六〇)に至って廃され、通江館という迎賓館に改められたという。

(52) 『周易国文忠集』卷一四三「論措置營運」。

(53) 都統司・三衛等の行う回易の弊害・問題については註(46) 吉田論文、三〇頁、井上B論文、五一頁等において検討されている。

(54) 総領所が制置使・宣撫使の配下に組み込まれたことは、註(2)内河・川上論文等で指摘されている。なお四川総領所については、制置使・宣撫使との関係を検討した専論として、註(3) 雷論文が発表されている。

(原稿受付二〇二三年五月一日 掲載決定二〇二三年五月三十一日)

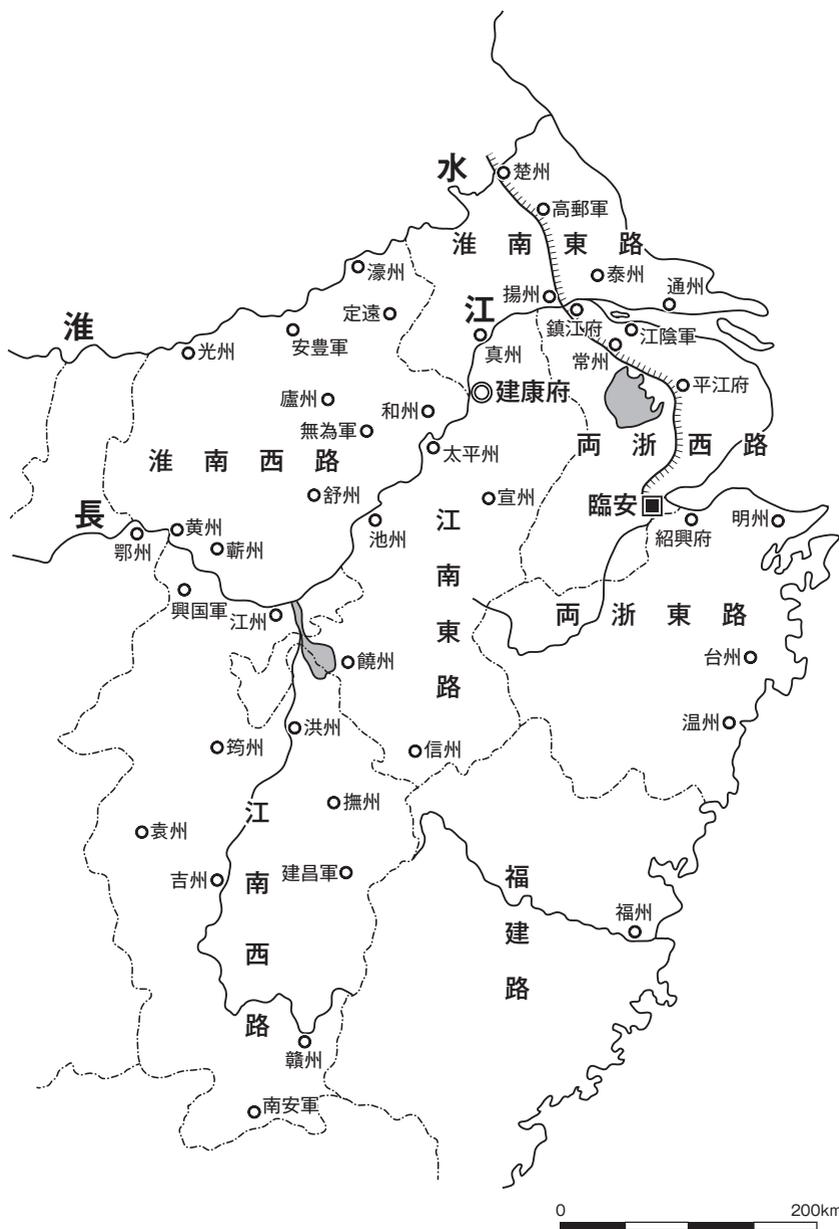


图1 南宋略图